

議案第24号

佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会委員の委嘱について

佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会設置要綱（令和6年佐久市教育委員会告示第7号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6年 5月29日  
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会委員（案）

（任期：令和6年6月4日～令和8年6月3日）

ふりがな 氏名	住所	所属等
とつか せいじ 戸塚 榮次	佐久市岩村田	佐久市区長会 浅間地区会長兼岩村田地区 会長
やまぐち かずお 山口 万夫	佐久市小田井	佐久市区長会 小田井地区会長
いまい ふみお 今井 文雄	佐久市塚原	佐久市区長会 中佐都地区会長
いそがい おさむ 磯貝 修	佐久市三河田	佐久市区長会 高瀬地区会長
やまぐち げんき 山口 元気	佐久市岩村田	岩村田小学校 PTA 会長
きたやま ひろかず 北山 浩一	佐久市長土呂	佐久平浅間小学校 PTA 代表
かめや かな 亀谷 佳奈	佐久市根々井	中佐都小学校 PTA 会長
ほしの かつゆき 星野 克幸	佐久市横和	高瀬小学校 PTA 会長
いで けんた 井出 健太	佐久市岩村田	浅間中学校 PTA 会長
やまうら ゆうじ 山浦 裕治	佐久市佐久平駅東	岩村田保育園保護者会長
すどう たかし 須藤 隆	佐久市根々井	あさま幼稚園 PTA 会長

氏名	住所	所属等
もりいづみ 森泉 ゆうじ 雄二	佐久市岩村田	岩村田小学校長
たかはし 高橋 ゆきひこ 幸彦	佐久市長土呂	佐久平浅間小学校長
くろさわ 黒沢 ちひろ 知博	佐久市塚原	中佐都小学校長
ふじさわ 藤澤 なおこ 直子	佐久市鳴瀬	高瀬小学校長
みやじま 宮島 たくろう 卓朗	佐久市岩村田	浅間中学校長
みやもり 宮森 いちろう 伊智朗	佐久市岩村田	佐久商工会議所 副会頭
おおいけ 大池 あきら 明	佐久市長土呂	元佐久市区長会 浅間地区会長
かなざわ 金澤 ひでと 英人	佐久市岩村田	元佐久市区長会 浅間地区会長
こうづ 神津 としのぶ 利信	佐久市長土呂	元岩村田小学校長

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会委員
設置根拠	佐久市浅間地区小・中学校あり方検討委員会設置要綱
設置目的・趣旨	浅間地区の佐久市立小学校及び中学校（平根小学校を除く。）の将来の望ましい学校のあり方について調査及び検討を行うため。
設置年月日	令和6年3月28日
所管課	佐久市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課 総務係 電話 0267-62-3478 ファックス 0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和6年6月4日から2年間

役職	氏名	所属団体等
	新規委嘱	

議案第25号

佐久市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

佐久市スポーツ推進審議会条例（平成17年佐久市条例第210号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6年 5月 29日  
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市スポーツ推進審議会委員（案）

（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
とごう けい 都甲 溪	佐久市三塚	(一社) 佐久医師会	新任
さわだ きぬこ 澤田 絹子	佐久市三河田	(特非) 佐久市スポーツ協会事務理事	新任
おおつか ひろみ 大塚 寛美	佐久市清川	佐久市スポーツ推進委員会会長	再任
しばの たかし 芝野 崇	佐久市新子田	佐久市学事職員会 東中学校長	再任
ないとう りえこ 内藤 里枝子	佐久市岩村田	佐久ドリーム代表	再任
しのはら いちろう 篠原 一郎	佐久市布施	(特非) もちづき 総合型クラブ理事長	新任
いしむら ゆうすけ 石村 祐輔	佐久市岩村田	障がい者スポーツ 支援センター佐久	再任
やなぎさわ ふみこ 柳澤 富美子	佐久市春日	長野県ママさん バレーボール連盟 佐久支部副支部長	再任
たかやなぎ しょう 高柳 翔	佐久市鍛冶屋	(公社) 佐久青年会 議所副理事長	新任
あとう さちこ 阿藤 幸子	佐久市取出町	学校法人佐久学園 佐久大学看護学部 助教	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市スポーツ推進審議会
設置根拠	佐久市スポーツ推進審議会条例
設置目的・趣旨	この審議会は、佐久市教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する事項について調査審議し、建議を行います。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係 電話：0267-62-4004、ファックス：0267-63-0480
その他	

委員名簿

任期 令和4年 6月 1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	雨宮 雷太	佐久医師会
委員	伊坂 倉一	特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会
委員	大塚 寛美	佐久市スポーツ推進委員会
委員	芝野 崇	佐久市学事職員会・東中学校
委員	内藤 里枝子	佐久ドリーム
委員	土屋 岳	岸野スポーツクラブ
委員	石村 祐輔	障がい者スポーツ支援センター佐久
委員	柳澤 富美子	長野県ママさんバレーボール連盟
委員	丸山 佐恵子	佐久市男女共生ネットワーク
委員	鈴木 千衣	学校法人 佐久学園 佐久大学

議案第26号

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会委員の選任について

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱（令和5年佐久市教育委員会告示第5号）第3条の規定により、別紙のとおり選任する。

令和 6年 5月29日  
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 5月 日  
佐久市教育委員会

## 佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会委員（案）

（任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

No.	氏名	住所	所属等
1	原 拓男	佐久市岩村田	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）
2	宮島 卓朗	佐久市岩村田	佐久市立浅間中学校長
3	塚田 直道	佐久市野沢	佐久市立野沢中学校長
4	北垣内 博	佐久市平賀	佐久市立中込中学校長
5	芝野 崇	佐久市新子田	佐久市立東中学校長
6	堀籠 英和	佐久市下越	佐久市立臼田中学校長
7	佐藤 元昭	佐久市八幡	佐久市立浅科中学校長
8	飯島 廣樹	佐久市協和	佐久市立望月中学校長
9	伊坂 倉一	佐久市伴野	（特非）佐久市スポーツ協会会長
10	大塚 寛美	佐久市清川	佐久市スポーツ推進委員会会長
11	篠原 一郎	佐久市布施	（特非）もちづき総合型クラブ 理事長
12	荻原 和章	佐久市協和	（特非）もちづき総合型クラブ （学校運動部活動指導士）
13	土屋 岳	佐久市東立科	岸野スポーツクラブ会長

14	原 暁生	佐久市塚原	佐久平バレーボール協会 総務委員長
15	平林 照義	佐久市下越	佐久バスケットボール協会 副会長
16	沼田 浩人	佐久市原	佐久サッカー協会 ( (特非) 佐久市スポーツ協会サッカー 部長)
17	小金澤 茂喜	佐久市臼田	佐久地区剣道連盟副会長
18	小林 英明	佐久市野沢	佐久レーレルコール事務局長、 元野沢中学校合唱部活動指導員
19	荻原 周子	佐久市猿久保	合唱指導者、 元佐久市教育委員会教育委員
20	由井 正史	小諸市与良町	長野県観光スポーツ部スポーツ振興課 現地駐在スポーツ指導主事 (東信教育事 務所内)

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会
設置根拠	佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱
設置目的・趣旨	この協議会は、運動部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。  （1）運動部活動の地域移行に係る方向性に関する事項 （2）運動部活動の地域移行に係る具体的施策に関する事項 （3）前2号に掲げるもののほか、運動部活動の地域移行に関し必要な事項
設置年月日	令和5年4月1日
所管課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係 電話 0267-62-4004 ファックス 0267-63-0480
その他	

委員名簿

任期 令和5年4月1日から1年間

役職	氏名	所属団体等
委員	原 拓男	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）
委員	宮島 卓朗	佐久市立浅間中学校 校長
委員	塚田 直道	佐久市立野沢中学校 校長
委員	北垣内 博	佐久市立中込中学校 校長
委員	芝野 崇	佐久市立東中学校 校長
委員	小林 新治	佐久市立臼田中学校 校長
委員	佐藤 元昭	佐久市立浅科中学校 校長
委員	山中 美佳	佐久市立望月中学校 校長
委員	伊坂 倉一	（特非）佐久市スポーツ協会 会長
委員	大塚 寛美	佐久市スポーツ推進委員 会長
委員	篠原 一郎	（特非）もちづき総合型クラブ 理事長

委員	荻原 和章	(特非) もちづき総合型クラブ (学校運動部活動指導士)
委員	土屋 岳	岸野スポーツクラブ 会長
委員	原 暁生	佐久平バレーボール協会 総務委員長
委員	澤尾 光弘	佐久バスケットボール協会 理事長
委員	沼田 浩人	佐久サッカー協会 ((特非) 佐久市スポーツ協会 サッカー部 部長)
委員	塩川 元弘	佐久地区剣道連盟 会長
委員	小林 英明	合唱指導者
委員	荻原 周子	合唱指導者
委員	柿沼 宏直	東信教育事務所 生涯学習課

計20名

議案第27号

佐久市立図書館協議会委員の任命について

佐久市立図書館条例（平成17年佐久市条例第205号）第5条の規定により、別紙のとおり任命する。

令和6年5月29日  
佐久市教育委員会教育長

令和6年5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市立図書館協議会委員（案）

（任期【残任期間】：令和6年4月1日～令和7年6月30日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
宮島 卓朗	佐久市岩村田	学校教育関係者 （浅間中学校長）	新任

（任期【残任期間】：令和6年5月10日～令和7年6月30日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
山浦 陽司	佐久市御馬寄	社会教育関係者 （佐久市地域公民館 連絡協議会理事）	新任

（任期【残任期間】：令和6年5月14日～令和7年6月30日）

氏名	住所	所属等	新任・再任
北山 浩一	佐久市長土呂	家庭教育関係者（佐 久市PTA連合会副会長 父親母親文庫委員長）	新任

様式第2号 (第10関係)

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市立図書館協議会
設置根拠	図書館法第14条及び佐久市立図書館条例第5条
設置目的・趣旨	図書館の運営に対し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部 中央図書館 図書館係 電話 0267-67-2111 FAX 0267-67-7772
その他	

委員名簿

任期 令和5年 7月 1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	藤澤直子	学校教育関係者
委員	田宮貴子	社会教育関係者
委員	岩井淳一	佐久市地域公民館連絡協議会
委員	佐々木将臣	佐久市PTA連合会父親母親文庫委員会
委員	井出次枝	学識経験者
委員	江原真理子	学識経験者
委員	原富士子	学識経験者
委員	丸山美代子	学識経験者
委員	加藤伸	公募

議案第28号

佐久市子ども読書活動推進懇話会委員の委嘱について

佐久市子ども読書活動推進懇話会設置要綱（平成22年教育委員会告示第16号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和6年5月29日  
佐久市教育委員会教育長

令和6年5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市子ども読書活動推進懇話会委員（案）

（任期【残任期間】：令和6年4月1日～令和7年7月31日）

ふりがな 氏名	住所	所属等	新任・再任
きむら まなみ 木村 麻奈未	佐久市協和	学校図書館関係者 (望月小学校 学校司書)	新任

（任期【残任期間】：令和6年5月14日～令和7年7月31日）

ふりがな 氏名	住所	所属等	新任・再任
きたやま ひろかず 北山 浩一	佐久市長土呂	家庭教育関係者(佐久市PTA連合会副会長 父親母親文庫委員長)	新任

様式第2号 (第10 関係)

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市子ども読書活動推進懇話会
設置根拠	佐久市子ども読書活動推進懇話会設置要綱第3条
設置目的・趣旨	佐久市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とする。
設置年月日	平成22年7月16日
所管課	社会教育部 中央図書館 図書館係 電話 0267-67-2111 FAX 0267-67-7772
その他	

委員名簿

任期 令和5年 8月 1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	井出次枝	図書館協議会委員
委員	依田とく代	社会教育委員
委員	小山里美	社会教育委員
委員	中村 努	小中学校校長会の代表者
委員	和田 智恵子	学校図書館関係者
委員	佐々木 将 臣	佐久市PTA連合会父親母親文庫委員会
委員	斉藤 孝 枝	ボランティア団体関係者
委員	関口 奈 穂	ボランティア団体関係者
委員	池田 聖 子	識見を有する者
委員	小林 克 雄	識見を有する者
委員	鷹野 禮 子	識見を有する者

議案第 2.9 号

佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する  
要領の制定について

佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する要領を、  
別紙のとおり制定する。

令和 6年 5月 29日  
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する  
要領の制定について

**【議案説明及び改正理由】**

これは、独立行政法人日本学生支援機構が定める家計基準の一部変更に伴い、佐久市奨学資金における家計基準の一部を改めようとするものであります。

佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する  
要領

佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領の一部を次のように改正する。

第5条中「所得額」を「生計維持者（父母又は父母がいない場合は、代わって生計を維持する者をいう。）の貸与額算定基準額（独立行政法人日本学生支援機構が定める算定方法により算出した額をいう。）」に改め、同条中「日本学生支援機構」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市奨学資金の管理及び運用に関する実施要領

新	旧
<p>(経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準)            第5条 条例第7条第3号に規定する経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準は、奨学金の貸与を申請した者(以下「申請者」という。)が属する世帯の生計維持者(父母又は父母がいない場合は、代わつて生計を維持する者をいう。)の貸与額算定基準額(独立行政法人日本学生支援機構が定める算定方法により算出した額をいう。)が、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が定める収入基準額を超えないこととする。</p>	<p>(経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準)            第5条 条例第7条第3号に規定する経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準は、奨学金の貸与を申請した者(以下「申請者」という。)が属する世帯の所得額が、原則として、日本学生支援機構が定める収入基準額を超えないこととする。</p>

附 則 (令和 年 月 日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する要領の制定について

佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する実施要領の一部を改正する要領を、別紙のとおり制定する。

令和 6年 5月29日  
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 5月 日  
佐久市教育委員会

佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する  
実施要領の一部を改正する要領の制定について

【議案説明及び改正理由】

これは、独立行政法人日本学生支援機構が定める家計基準の一部変更に伴い、佐久市奨学資金における家計基準の一部を改めようとするものであります。

佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する  
実施要領の一部を改正する要領

佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する実施要領の一部を次のように改正する。

第5条中「収入の年額」を「生計維持者（父母又は父母がいない場合は、代わって生計を維持する者をいう。）の貸与額算定基準額（独立行政法人日本学生支援機構が定める算定方法により算出した額をいう。）」に改める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市奨学資金（保育士修学資金）の管理及び運用に関する実施要領

新	旧
<p>(経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準)            第5条 条令第7条第3号に規定する経済的理由により修学困難と認められることとの認定の基準は、保育士修学資金の貸与を申請した者（以下「申請者」という。）が属する世帯の生計維持者（<u>父母又は父母がいない場合は、代わって生計を維持する者をいう。</u>）の貸与額算定基準額（<u>独立行政法人日本学生支援機構が定める算定方法により算出した額をいう。</u>）が、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が定める基準額を超えないこととする。</p>	<p>(経済的理由により修学困難と認められることの認定の基準)            第5条 条令第7条第3号に規定する経済的理由により修学困難と認められることとの認定の基準は、保育士修学資金の貸与を申請した者（以下「申請者」という。）が属する世帯の収入の年額が、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が定める基準額を超えないこととする。</p>

附 則 (令和 年 月 日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。